公益財団法人 東京都中小企業振興公社

第９回（令和７年度第１回）躍進的な事業推進のための設備投資支援事業

助成事業説明会

公益財団法人　東京都中小企業振興公社
企画管理部 設備支援課

事業の目的

「製品・サービスの質的向上」による競争力強化や「生産能力の拡大」のための生産性向上を進める際に必要となる中小企業者等が、

機械設備を新たに導入するための経費の一部を助成します。

これにより、都内中小企業の中長期的な成長を支え、東京の産業力の強化及び都内経済の持続的発展につなげていくことを目的としています

申請資格の要件

都内で実質的※に事業を行っていること

・基準日現在で、都内に**登記簿上の**本店または支店があること

（個人の場合は、都内に開業届出があること）

・基準日現在で、都内で2年以上事業を行っていること

※実質的、の詳細は募集要項をご確認ください

申請書を受理した後に、ご訪問する場合もありますのでご了承ください。

※確認のため、登記簿謄本や開業届、納税証明書等をご提出いただきます。

また、この3枚のスライド以外の要件もございます。詳細は募集要項をご覧ください。

助成金のスケジュール

令和７/10～令和９/3末の間に契約・実施・支払が完了すること

予約必須！

申請受付

4/23 ～ 5/8

①申請予約（公社HP）

②申請書類提出

4/30 ～ 5/13

一次審査（書類）

二次審査（面接）

6月上旬 ～ 8月上旬

助成対象者決定

9月下旬

事務手続説明会

助成対象事業の実施

10/1以降

検査・確定

助成金交付

助成金は**後払い！**

助成率・助成限度額

事業区分		申請者区分	要件		助成率	助成金の限度額	助成金の下限額
			ゼロエミ要件 ※2	賃上げ要件			
Ⅰ 競争力強化	中小企業者	A	―	―	1/2以内	1億円	100万円
			○	―	2/3以内		
			◎	―	3/4以内		
			―	○	3/4以内		
	小規模企業者 ※1	B	―	―	2/3以内	3千万円	
			○	―	2/3以内	1億円	
			◎	―	3/4以内		
			―	○	4/5以内		
	働き方推進	W	―	―	4/5以内		
Ⅱ DX推進 Ⅲ イノベーション Ⅳ 後継者チャレンジ		C,D,E	―	―	2/3以内		
			◎	―	3/4以内		
			―	○	3/4以内		
Ⅴ アップグレード促進		F	◎	○	3/4以内	2億円	1億円

※1：常用従業員数が「製造業・その他」の場合は20人以下、「商業・サービス業」の場合は5人以下。
※2：特に省エネ効果の高い取組については助成率を拡充

助成対象事業①

Ⅰ【競争力強化】–中小企業者、小規模企業者

競争力強化及び生産性向上のために新たに必要となる機械設備等を新たに導入する事業

事業例 ※あくまで例示なので上記目的に合致していれば対象可	
量産体制の構築	安定供給体制の確立
多品種少量生産への対応	生産工程の改善
製品、技術の品質向上、信頼性確保	特殊素材、難加工、複雑形状への対応
コストダウン	一貫加工への対応
短納期への対応	不良率削減
感染症対策関連商品の増産要請対応	

助成対象事業①

Ⅰ【競争力強化】–働き方改革推進

運送・物流、建設業及びその他業種で働き方改革関連 法の時間外労働の上限規制による人材不足等の対策として、競争力及び生産性向上のため に必要となる機械設備を新たに導入する事業

競争力強化（働き方改革推進）で申請の方は以下の内容を盛り込んでください

①当社の令和6年4月から時間外労働の上限規制対象の事業及び業務（工作物の建設の事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師のいずれか）
②①の事業及び業務に主として従事する従業員人数及び具体的な業務内容
③「働き方改革関連法の時間外労働の上限規制」による当社への具体的な影響と、その内容に対する課題

助成対象事業②

Ⅱ【DX推進】

IoT、AI、ロボット等のデジタル技術の活用により、新しい製品・サービスの構築や既存ビジネスの変革を目指した事業展開に必要となる機械設備を導入する事業

事業例 ※あくまで例示なので上記目的に合致していれば対象可	
機械制御の自動化・省力化	生産設備の稼働状況把握
異常、故障監視	物流の効率化
受発注の効率化	生産ラインの最適化

※申請にあたって以下の3つの技術区分から1つ選ぶことが必要です

①IoT・AI活用	②ロボット	③その他

助成対象事業③

Ⅲ【イノベーション】

イノベーション分野に関する製品について、**新事業活動※**を行うために必要となる機械設備を新たに導入する事業

※新事業活動とは

新製品の生産	新役務の提供
製品の新たな生産、又は販売方式の導入	役務の新たな提供方式の導入、その他の新たな事業活動

※個々の中小企業者にとって新しい事業活動であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても原則として対象になります。

※単なる生産力強化のための設備の増強や製造品目を増やす場合は、新事業活動は該当しません。それに加え、新たな生産方式を導入し生産の効率化や新たな販路の開拓などに取り組む必要があります。

産業分野・事業例（1）

	産業分野	事業例
①	防災・減災・災害対策分野	・耐震化対策、不燃化対策に関する製品の生産 ・自然災害への対策強化に関する製品の生産
②	インフラメンテナンス分野	・都市インフラのメンテナンスに関する製品の生産
③	安全・安心の確保分野	・セキュリティ対策に関する製品の生産 ・感染症対策をはじめとした衛生対策に関する製品の生産
④	スポーツ振興・ 障害者スポーツ分野	・スポーツ振興に関する製品の生産 ・障害者スポーツに関する製品の生産
⑤	子育て・高齢者・ 障碍者支援分野	・子育て、高齢者支援に関する製品の生産 ・障害者支援に関する製品の生産
⑥	医療・健康分野	・医療に関する製品の生産 ・健康管理に関する製品の生産

産業分野・事業例（2）

	産業分野	事業例
⑦	環境・エネルギー・節電分野	・省エネルギー・再生可能エネルギーに関する製品の生産 ・資源リサイクルに関する製品の生産
⑧	国際的な観光・ 金融都市の実現分野	・観光客の行動支援に関する製品の生産 ・キャッシュレス化に関する製品の生産
⑨	交通・物流・ サプライチェーン分野	・次世代自動車に関する製品の生産 ・物流機能強化に関する製品の生産

対象となる機械設備は「産業分野」に**真に合致**した「製品の生産」「役務の提供」に使用するものです。

助成対象事業④

Ⅳ【後継者チャレンジ】

事業承継（M＆Aを含む）を契機として、後継者による事業多角化や新たな経営課題の取り組みに必要となる機械設備を新たに導入する事業

[対象者]

基準日の3年前から助成対象期間の起点の前日（第9回募集：令和4年4月1日から令和7年9月30日まで）に事業承継を行った事業者又は行う予定の事業者

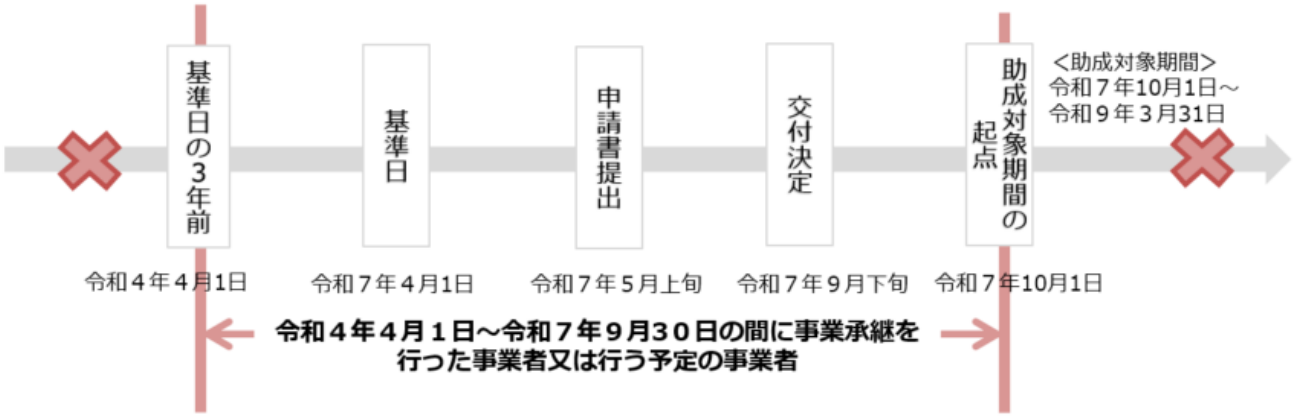

助成対象事業④

事業例 ※例示であり、後継者が中心となって進める取組みであれば対象可	
事業転換に向けた新製品の生産	新たな経営戦略に基づく製品・ 技術・サービスの高付加価値化
新たな生産方式の導入による品質保証体制の確立	新事業分野への参入

[承継方法]

以下の①から③のいずれかの承継方法に合致すること

① 同一法人における代表者交代による事業の承継

② 法人間のM＆Aによる事業承継※ ※ 法人間において、以下のアからウのいずれかの承継方法に合致することア 吸収合併 イ 吸収分割 ウ 事業譲渡（営業譲渡）

③個人事業における廃業、開業を伴う事業譲渡による承継

④個人事業における廃業を伴う、個人事業主から新設法人への事業譲渡による承継

[審査の注意点]

①二次審査（面接審査）は後継者の方の出席を必須とします。

②申請書に記載した後継（予定）者を変更された場合は、原則対象外となります

助成対象事業⑤

Ⅴ【アップグレード促進】

競争力強化及び生産性向上を実現し、地域経済の中心となるべく成長するために必要となる機械設備を新たに導入する事業
※ ゼロエミ要件及び賃上げ要件は必須とする。

≪対象事業例≫
・機械高度化に伴う受注増に対応した地域経済との連携
・サプライチェーンの都内回帰

生産性の向上を図る計画

競争力強化区分（助成率1/2），
競争力強化区分・働き方改革推進（助成率4/5）以外の事業区分で申請する場合
生産性の向上※を図る事業計画である必要があります。

※従業員一人当たりの付加価値額（=「労働生産性」）を設備投資実施から
３～５年後の間のいずれかで年率３%以上向上する計画であること

経過年数	「従業員一人当たりの付加価値額（＝労働生産性）」の伸び率
３年後	９%以上
４年後	１２%以上
５年後	１５%以上

助成率優遇！
ゼロエミ要件／賃上げ要件

要件①　賃上げ要件

申請者区分	要件	申請書+概要書 以外の必要書類
全区分 共通	①基準日が属する月の前月から遡る12か月間と比較して、賃金引上げ計画期間の全従業員（非常勤を含む）に支払った給与支給総額が+2.0%以上増加していること **給与支給総額**とは･･･支払った賃金台帳に記載の差引支給額（手取り額） ②賃金引上げ計画期間において、事業場内最低賃金について、地域別最低賃金+30円以上の水準にすること。	①基準給与支給総額の一覧（Excelで様式有） ②事業場内最低賃金者名簿（Excelで様式有） ③賃金台帳の写し 給与支給総額の表に記載の全従業員分（様式無）

要件①　賃上げ要件

注意！

賃上げ要件を適用する場合、助成金交付は2回に分割して実施

1回目は、賃上げ要件の優遇を受けない助成率（1/2～2/3以内）で算出された金額が交付されます。※アップグレード促進は2/3以内

2回目は、賃金引上げ計画の達成確認後に賃上げ要件の助成率（3/4～4/5以内）で算出された助成金から1回目に交付された金額を差し引いた金額が交付されます。助成金の交付を受けきるまでの期間が長くなりますのでご注意ください。

要件②　ゼロエミ要件

申請者区分	ゼロエミ	要件	申請書+概要書 以外の必要書類
競争力強化 （中小企業者・ 小規模事業者）	**省エネ**	省エネ設備を導入した事業への取組	公的機関等の認定や指定を受けたことを示す資料等
	再エネ	再生可能エネルギーを利用した事業への取組	以下のいずれか（1年以上の取組期間） ・グリーン電力証書 ・Jクレジット制度（再生可能エネルギーの導入）の実績 ・再生可能エネルギー電力証明書 ・再生可能エネルギーに係る電気メニューの選択や再生可能エネルギーの自社発電の導入資料

要件②　ゼロエミ要件

DX推進、イノベーション、後継者チャレンジの3区分でもゼロエミ・賃上げ要件が適用となり、助成率3/4の申請が可能です。
また、アップグレード促進（助成率4/5）ではゼロエミ・賃上げ要件いずれも要件を満たすことが必須です。
※競争力強化のゼロエミ要件（省エネ）とは内容が異なります。

申請者区分	ゼロエミ	要件	申請書+概要書以外の必要書類
DX推進 イノベーション 後継者チャレンジ アップグレード促進	省エネ	①「省エネルギー診断」または「省エネ最適化診断」の診断を受けること ②　①の診断内容を元に、企業全体として省エネルギー率５％以上の達成に向けた取組を行うこと	以下のいずれか ・省エネルギー診断 ・省エネ最適化診断

助成対象経費①

事業区分	対象経費	1基当たりの下限額
Ⅰ　競争力強化 Ⅲ　イノベーション Ⅳ　後継者チャレンジ Ⅴ　アップグレード促進	ア　機械装置 イ　器具備品 ウ　ソフトウェアA ※主に生産や役務の提供のために使用されるもの ※ソフトウェアの助成金交付申請額は、300万円以上1,000万円以下です	アイウともに1基※50万円（税抜）以上

※1基とは、法人税法上の減価償却単位を指します

助成対象経費②

事業区分	対象経費	1基当たりの下限額
Ⅱ　DX推進	ア　機械装置 イ　器具備品 ウ　ソフトウェアA ※主に生産や役務の提供のために使用 ※ウのソフトウェアについて、助成金交付申請額は300万円以上1,000万円以下です	アイウエともに1基※50万円（税抜）以上
	エ　ソフトウェアB （スライド「ソフトウェアBとは」参照） ※生産や役務の提供には使用しないが生産性向上に寄与するもの ※ア、イ、ウのいずれかを必須とします（エのみは不可） ※助成金交付申請額はウ・エ合計1,000万円以下です	

ソフトウェアBとは

DX推進　エ　ソフトウェアB

生産や役務の提供には使用しないが生産性向上に寄与するもの

事業例 ※あくまで例示なので上記目的に合致していれば対象可	
顧客対応、販売支援	決済、債権債務、資金回収管理
会計、財務、資産、経営	総務、人事、給与、教育訓練

ソフトウェアの留意点①

助成対象について

・組み込みソフトウェアや専用制御ソフトウェア等、機械装置や器具備品に専用かつ不可欠で、固定資産にするもの、かつ今回導入する機械装置や器具備品と一体管理するものは、機械装置や器具備品として申請してください。

（例）・工作機械導入時に組み込む専用CADCAM
・印刷機械に組み込まれるデータ変換ソフト　　等

ソフトウェアの留意点②

助成対象について

・所有権、または使用許諾権が発生するものが対象です

・パッケージ、アドオン、プラグイン等、既に仕様が決まっており販売されているものを対象とします。

・スクラッチ開発等、自社の要望に合わせた大掛かりな開発要素のあるものは対象となりません。
（ただし、事業区分C「DX推進」はこの限りではありません）

・従量課金や定量課金(サブスクリプションなど)、ライセンス使用にかかる経費は対象となりません。

小規模企業者について

賃上げ要件適用の場合、助成率が4/5に拡充！

【小規模企業者とは】
常用従業員数が「製造業・その他」の場合は20人以下、
「商業・サービス業」の場合は5人以下。

【提出書類】
（1）小規模企業者に該当することの確認書
（2）直近の「労働保険 概算・確定保険料申告書（紙面の場合は労働基準監 督署の押印が有り）」の写し（全事業所分）
※ 組合等に申告書を委託している場合、組合が保管する申告書内訳を提 出してください。

機械設置場所

【対象外経費となる例】

①所有物件又は賃貸借契約が結ばれていること（使用貸借は不可です）
②設置場所は、以下のそれぞれの条件を満たすこと

設置場所	条件
東京都内	ア　基準日現在で、東京都内に登記簿上の本店または支店があること イ　原則、基準日現在で環境条例に定められた工場設置認可・認定を受けていること
東京都以外	ア　基準日現在で、東京都内に登記簿上の本店があること イ　設置場所が、神奈川県・埼玉県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県・山梨県に所在すること ウ　原則、設置場所が基準日現在で環境保全等に関する法令による、特定施設の各種届出がなされ、認可・認定を受けていること

※　申請書に記載した設置場所は、原則変更できません。実現性を十分に考慮してください
※　他社（関連会社含む）の従業員が混在するフロアや共有スペース等、助成事業者以外の使用が可能な場所には設置できません。

本事業における留意点①

① **法人税法上の固定資産**として
機械装置、器具備品、ソフトウェア、に該当するか
→税理士等に事前に確認しておく
公社では個別の設備について該当の有無はお答えできません。

② 各助成対象事業の目的やテーマに合致しているか
「目的との適合性」は審査項目の一つなので、公社では合致度合いについてお答えできません。

本事業における留意点②

③　事業に必要な許認可、設置場所の確認
（既存事業・新規事業）

→**機械設置予定場所の工場設置認可等はあるか、**
設備導入で新たに必要となる認可はあるか、等

（長年事業継続している場合、工場設置認可証等が行方不明、名義変更がされていない、等あります）

④　募集要項や電子申請マニュアル、Q&Aを熟読し、本事業の概要、必要書類等を把握する

事業計画や資金計画について
ぜひ**総合相談窓口**もご利用ください。

「ワンストップ　公社」
で検索🔍だワン

【お問い合わせ先】☎

公益財団法人

東京都中小企業振興公社

企画管理部　設備支援課

電話：０３－３２５１－７８８４

お問い合わせの際は**「躍進設備の質問です」**とお申し出ください。